



インドネシア

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/8/23 批准 1994/11/21 締約国
名古屋議定書	2011/5/11 署名 2013/9/24 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/10 加入 2006/6/8 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Wiratno, Director General, Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Manggala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, agnugroho@gmail.com
sr.ratna@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
Mr. Wiratno, Director General, Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Manggala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, moh.haryono64@gmail.com,
etybudi@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
Mr. Mastur KOESHADI, Director of ICABIOGRAD, Centre for Biotechnology and Genetic Resources - Ministry of Agriculture (BB Biongen)
JL. Tentara Pelajar no. 3^a Bogor 16114, Indonesia
Tel: +62 8111117756
Fax: +62 2518338820
Mobile Number: +62 81385245544
E-Mail: bb_biogen@litbang.pertanian.go.id

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
 - ・ 環境林業省生物多様性保全課 課長 Ms. Ninin ...野生種と近縁野生種
同課 国際条約実施班 Ms. Lulus、Ms. Ratih
 - ・ 農業省生物遺伝資源研究センター (BB-Biogen) ...作物
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
掲載なし

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
掲載なし

伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 野生種遺伝資源へのアクセス及びその利用による利益の配分に関する 2018 年環境林業大臣規則第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号 (2018 年 1 月)⁸ :
対象は野生種と近縁野生種 (wild relatives) のみ。
- ・ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号 (2011 年 7 月)⁹ :
対象は作物で、研究目的の利用を含む。農業省品種保護・農業許可センター (PPVTTP) がこの手続きを担当。
- ・ 園芸種子の輸出入に関する 2017 年農業大臣規則第 5 号 (2017 年 5 月)¹⁰ :
対象は園芸種子で利用目的がコンテスト、展示、プロモーションのもの。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 本事業において、相手国の遺伝資源 (ナス、カリフラワー、サイシン) を現地の大学と協力して増殖し、BB-Biogen に移管した。BB-Biogen に移管した種子については、日本のジーンバンクに SMTA で導入する予定。なお、導入に関しては、種子の輸出のための PPVTTP による別途の手続き¹¹及び輸出検疫が必要とのこと。

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：インドネシア農業省
- ② 合意年月日：2015 年 6 月 30 日
- ③ 目的：PGRFA の相互利用を通じた、両国における商業化に向けた新品種の開発。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 協力活動の範囲は、生息域外コレクションの特性評価、育種及び遺伝的研究、PGRFA の保全と持続的利用に関する情報共有及び能力構築。ただし、化学品、医薬品、非食料品及び飼料への産業利用を目的としない協力活動に限定。
 - ・ インドネシア側の指定機関 (農業研究開発庁 (IAARD) 及び IAARD と協力合意を締結している大学) と日本側の指定機関 (国立研究開発法人、種苗会社、企業及び大学) が、作業計画を作成した上で、協力活動を実施。
 - ・ 対象 PGR は、ITPGR の附属書 I に限定。PGR の交換は、MTA により行う。
 - ・ 有効期間は、2020 年 3 月 31 日まで (延長可)。

⁸ http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Indonesia_ABS_MinReg_2018.pdf

⁹ <http://pvtpp.setjen.pertanian.go.id/download/permentan-37-2011/>

¹⁰ <http://perundangan.pertanian.go.id/admin/file/Permentan%20No%2015-2017-Pemasukan%20dan%20Pengeluaran%20Benih%20Hortikultura.pdf>

¹¹ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号に基づく種子の輸出入の手続き
<http://pvtpp.setjen.pertanian.go.id/cms2017/tentang-pvtpp/layanan/perizinan/pemasukan-pengeluaran-benih-tanaman/izin-pemasukan-pengeluaran-sdg-tanaman/>